

労働者・使用者の皆様へ

悩まず どんとこい労働相談 週間

大分県労働委員会では、解雇やパワハラなどの労使間トラブルに係る「集中労働相談会」(秘密厳守・無料)を開催します。

平日夜間や土日も相談可能ですので、お気軽にご利用ください。

なお、この期間以外でも、常時相談を受け付けています。(平日9時～17時)

実施期間 令和8年2月1日(日)～7日(土)

平日:9時～20時(来所受付は19時まで)

土日:9時～17時(来所受付は16時まで)

【電話相談】 097-536-3650(労働相談ダイヤル)

097-506-5241・5251

※ZOOMもご利用できます！



【来所相談】大分県労働委員会事務局

(県庁舎本館3F 大分市大手町3-1-1)

※来所相談の際は事前にご連絡をお願いします。



大分県労働委員会は、労使間紛争を解決するための県の行政機関です。労働相談では、専門的なアドバイスのほか、内容に応じて労働委員会の「あっせん」や適切な機関をご紹介します。

大分県労働委員会の「あっせん」とは…

- ① あっせん員が労使双方の主張を聴き、お互いの歩み寄りによる紛争解決をお手伝いする制度です。
- ② あっせん員は労働問題の専門家であり、経験豊富な公労使の三者委員により構成されています。
- ③ 手続きにかかる費用はすべて無料で、他の紛争解決手段に比べ、比較的短期間で解決が可能です。

労働相談Q & A (これまでご相談のあった内容をいくつか紹介します。)

Q：突然、社長から「辞めて欲しいので、退職願を出してくれ。」と言われた。

A: 解雇するためには、解雇理由に客観的合理性があり、社会通念上の相当性が認められることが必要です。社長だからといって自由に労働者を解雇することはできません。

社長の発言は「退職勧奨」と考えられますが、退職願の提出は、労働者の「使用者への労働契約解除(合意解約)の申し込み」とみなされることから、退職する意思がないのであれば、はっきりとその旨を伝え、安易に提出しないことが大切です。

Q：職場で上司のパワハラに困っています。

A: パワハラの記録(メモや録音)を整理したうえで、①会社内での解決を求める場合は会社の苦情窓口(若しくは労働組合)へ、②会社の安全配慮義務等に対する助言・指導を求める場合は労働局へ、③第三者のあっせんによる解決を求める場合は労働委員会若しくは労働局へ、④加害者や会社の法的責任を問うことを希望する場合は弁護士へご相談ください。

Q：残業代(賃金)を払ってもらえない。どうしたらいいの？

A: 残業代等の未払賃金がある場合は、まずは労働契約書や労働条件通知書を基に、未払賃金の額を特定することが必要となります。そのうえで、使用者に対して未払賃金の支払いを書面で請求してください。

請求しても使用者が応じない場合には、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に相談することもできます。

なお、未払賃金の請求権の消滅時効は「3年間」となっていますので、ご注意ください。

Q：うちの会社には年次有給休暇がないって言われたけど、これってホント？

A: いかなる会社においても、使用者は、雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、10日以上の有給休暇を与えなければなりません。

また、パートなどの非正規労働者に対しても、週所定労働日数や労働時間に応じて有給休暇を付与しなければならないことになっています。

〔来所相談のご案内〕

- ①来所相談の際は事前にご連絡ください。
- ②県庁の外來駐車場は利用できませんので近隣の有料駐車場をご利用ください。
- ③平日夜間及び土日に来所される際は、右図の県庁舎本館の「監視詰所」にて労働相談の旨をお伝えください。労働委員会事務局職員が相談場所までご案内します。

※労働委員会のホームページについては下記QRコードからご覧いただけます。

こちらから→

